

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

太陽光発電設備設置事業事前協議書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第7条の規定による事前協議をします。

事業名		
発電設備設置予定場所(住所)		
事業区域の面積 ※1		m ²
事業区域の地目 ※2		
発電事業者	発電事業者名	
	代表者名	
	住所	
	連絡先	
	担当者名	
総発電出力		kW
太陽光モジュール(太陽光パネル)の種類		
近隣関係者説明予定年月日		年 月 日 _____ 回目
説明方法		
説明の範囲		
設置工事着手予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日

※1 小数点第2位以下まで記載し、裏面に地番ごとの面積を記載してください。

※2 複数の地目があるときは、地目ごとの数を記入し裏面に地番の面積を記載してください。

備考 位置図及び公図は、事業区域を赤線で囲んで下さい。

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

立地に慎重な検討が必要な地域に関する関係法令手続確認書

1 立地に慎重な検討が必要な地域

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された重要文化財の所在地及び同法第109条の規定により指定された史跡名勝天然記念物の所在地	有・無	担当課 確認日 協議結果
(3) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及びその近接地	有・無	担当課 確認日 協議結果
(4) 岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号)第14条、第16条、第17条及び第18条の規定により指定された地域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項に規定する瀬戸内海国立公園の特別地域及び同法第33条に規定する普通地域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条に規定する特別保護地区	有・無	担当課 確認日 協議結果
(7) 土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(8) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条に規定する宅地造成工事規制区域	有・無	担当課 確認日 協議結果

(9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(10) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条に規定する地すべり防止区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(11) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第1号に規定する森林の区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(12) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条に規定する要措置区域、同法第11条に規定する形質変更時要届出区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(13) 都市計画法(昭和43年法律100号)第7条第1項に規定する市街化区域、同法第11条第1項に規定する都市施設の予定区域及び同法第12条の4に基づき計画された区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(14) 岡山県景観条例(昭和63年条例第16号)第13条の規定により指定された背景保全地区	有・無	担当課 確認日 協議結果
(15) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条に規定する河川区域及び同法第54条により指定された河川保全区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(16) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地	有・無	担当課 確認日 協議結果
(17) 海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域	有・無	担当課 確認日 協議結果
(18) 港湾法(昭和25年法律第208号)第2条第3項に規定する港湾区域及び同条第4項に規定する臨港地区	有・無	担当課 確認日 協議結果

2 その他 ※

法令名	該当の有無	担当課等
()	有・無	担当課 確認日 協議結果
市長が特に必要と認めるもの ()	有・無	担当課 確認日 協議結果

※その他、必要と思われる法令は、事業主等が調査すること。

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

太陽光発電設備設置事業届出書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名	
事業区域の所在地	
工事着手予定日	m ²
工事完了予定日	
事業区域の面積	
工事の工程	別添の通り
工事施行者氏名	年 月 日
工事施行者住所	年 月 日
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで(年間)
事前協議が終了した日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日

備考 事業区域の面積は、小数点以下第2位まで記載してください。

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

太陽光発電設備設置事業計画書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所		
管理者の氏名及び住所		
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
事業区域の所在地		
事業区域の面積	平方メートル	
設置する太陽光発電設備の総発電出力	k w	
工事完了予定日	年 月 日	
工事の設計		
太陽光発電設備の管理の方法(廃止後において行う措置を含む)	維持管理	
	廃止方法	
	施設撤去費用	

(ウラ面)

配慮する事項	生活環境への被害を防止する措置の具体的内容	
	防災上の措置の具体的内容	
	事故防止(安全確保)のための措置の具体的内容	
その他必要な事項		

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書

1 設備の設置場所に係る関係法律への該当状況

法令名	該当の有無	担当課等
(1) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項又は同法第8条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(6) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(7) 森林法第10条の8に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(8) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条1項及び第9条1項の指定に係る照会	有・無	担当課 届出日

(11) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(12) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(13) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(14) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第4条第1項及び12条に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(15) 騒音規制法(平成26年法律第72号)第14条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(16) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第14条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(17) 備前市開発事業の調整に関する条例(平成17年備前市条例第190号)第5条第1項に規定する許可又は同条例第12条1項に規定する届出	有・無	担当課 許可・届出日
(18) 岡山県土保全条例(昭和48年岡山県条例35号)第5条に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(19) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条の宅地造成工事規制区域内において同法第8条に規定する許可又は同法第15条に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(20) 景観法(平成16年法律第100号)第16条第1項に規定する届出	有・無	担当課 届出日
(21) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項に規定する瀬戸内海国立公園の特別地域における土地の形状変更の許可又は同法第33条第1項における届出	有・無	担当課 届出日
(22) 岡山県自然保護条例(昭和46年岡山県条例第63号)第20条の規定する許可	有・無	担当課 許可日
(23) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(24) 河川法(昭和39年法律第167号)第26条(河川保全区域については、同法第55条)の河川(保全)区域内の土地において規定する許可又は占用許可	有・無	担当課 許可日

(25) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条の海岸保全区域において規定する許可又は占用許可	有・無	担当課 許可日
(26) 岡山県砂防指定地管理条例(平成14年県条例第76号)第4条に規定する許可	有・無	担当課 許可日
(27) 港湾法(昭和25年法律第208号)第37条に規定する許可及び38条の2に規定する届出	有・無	担当課 許可・届出日
(28) 道路法(昭和27年法律第180号)第32条等又は同法第47条の2等に規定する許可	有・無	担当課 許可日

2 その他 ※

法令名	該当の有・無	担当課等
()	有・無	担当課 届出日
市長が特に必要と認めるもの ()	有・無	担当課 届出日

※その他、必要と思われる法令は、事業主等が調査すること。

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

近隣関係者説明報告書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第8条の規定により、次のとおり近隣関係者に説明を行いました。

事業名					
設置場所					
説明方法					
説明責任者					
近隣関係者説明状況	説明日時	説明場所	近隣関係者の分類(○で囲む。)	近隣関係者連絡先等	土地所有者又は建築物所有者で、所有する土地又は建築物が住所と異なる場合は、所有する土地又は建築物の所在
			土地所有者 建築物所有者 居住者	住所 氏名 連絡先	
			土地所有者 建築物所有者 居住者	住所 氏名 連絡先	
			土地所有者 建築物所有者 居住者	住所 氏名 連絡先	

説明内容	
(規則第4条 関係) 生活環境へ の影響を防 止するため の措置	
質問又は要 望	
回答方法	説明の実施・郵送・その他()
質問又は要 望への回答 対応	

備考

- 1 説明に使用した資料を添付してください。
- 2 記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。
- 3 生活環境への影響を防止するために講ずる措置に関する説明の具体的内容を記入して下さい。

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

地域住民説明会報告書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第8条の規定により、次のとおり地域住民に説明(会)を行いました。

事業名		
設置場所		
周知方法		
説明方法		
説明日時		
説明会会場		
出席者人数	地域住民 人	その他 人
説明責任者		
地域住民代表者	住所 氏名	連絡先
説明内容		

(規則第4条 関係) 生活環境へ の影響を防 止するため の措置	
質問又は要 望	
回答方法	説明(会)の実施・郵送・その他()
質問又は要 望への回答 対応	

備考

- 1 説明に使用した資料を添付してください。
- 2 記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください。
- 3 生活環境への影響を防止するために講ずる措置に関する説明の具体的内容を記入して下さい。

年 月 日

備前市長 殿

住 所

事業者名

電話番号

太陽光発電設備設置事業確約書

太陽光発電設備設置事業を施行するに当たり、事業施行中及び完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に管理することを確約します。

記

1 事業内容

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
発電設備の出力	kW

2 確約内容

- (1) 近隣関係者等との協議及び連携を図るとともに、関係法令及び備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例を遵守し、生活環境への被害を防止する措置を講じることとします。
- (2) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処するほか、事業区域の管理、太陽光発電設備の維持管理を適切に行います。
- (3) 近隣関係者等と事業等に関する苦情、紛争等が発生した場合は、近隣関係者等との間において誠意をもって解決に努めます。
- (4) 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において、発電設備の全部を撤去します。なお、撤去及び廃棄に当たっては、設置計画の段階から予定耐用年数等を踏まえ、事業計画に運営事業期間を位置付け、期間終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理します。
- (5) 発電設備を第三者に転売し、又は譲渡した場合、太陽光発電設備設置事業変更届を提出するとともに、市との協議の内容その他太陽光発電設備の設置及び管理に必要な事項を当方が相手側に責任をもって承継します。

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電話番号

太陽光発電設備設置事業変更届出書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第9条第2項及び条例12条1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
事業区域の面積 ※		m ²
発電事業者	発電事業者名	
	代表者	
	住所	
	連絡先	
	担当者名	
総発電出力		kW
設置工事着手予定年月日		年 月 日
設置工事完了予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
運転終了予定年月日		年 月 日
変更内容		

※小数点以下第2位まで記載してください。

備考 事業実施スケジュールを変更したときは、変更後のスケジュールを添付してください。

様式第10号(第7条関係)

年 月 日

様

備前市長

印

太陽光発電設備設置事業届出受領通知書

次の事業について届出を受領しましたので通知します。

事業名	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²

市の意見

--

年 月 日

備前市長 様

住 所
事業者名
電話番号

太陽光発電設備設置事業(完了・中止・再開・廃止)届出書

太陽光発電設備設置事業を(完了・中止・再開・廃止)したので、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第(11・12)条の規定により次のとおり届け出ます。

事業名		
事業区域の所在地		
工事施工者	氏名	
	住所	
	電話	
太陽光発電設備設置完了・中止・再開・廃止日	年 月 日	
廃止の場合又は中止の場合、太陽光発電設備の処理及び生活環境の保全又は防災上必要な措置の内容		

※太陽光発電設置事業を完了したときは、産業廃棄物管理票(設置事業区域内において、伐採樹木処分等の廃棄物を適正に処分したことがわかるもの)の写しを添付してください。

様式第12号(第9条関係)

この証明書を携帯する者は、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(平成30年備前市条例第 号)第13条に規定する立入検査を行う職員である。

身 分 証 明 書

所 属 備前市 ○○
○○課 ○○係
職・氏名 ○○ ○○ ○○
生年月日 ○○年○○月○○日

上記の者は、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第13条の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

平成○○年○○月○○日

備前市長 ○○ ○○

様式第13号(第10条関係)

年 月 日

様

備前市長

印

太陽光発電設備設置事業（指導・助言）通知書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第14条第1項の規定により、
次のとおり（指導 ・ 助言）します。

事業名	
事業区域の所在地	
指導・助言の内容	

様式第14号(第10条関係)

年 月 日

様

備前市長

印

太陽光発電設備設置事業改善勧告書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり勧告します。

事業名	
事業区域の所在地	
措置の期限	年 月 日
勧告事項及び根拠となる条例の条項	

様式第15号(第10条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

太陽光発電設備設置事業是正報告書

年 月 日付けで又は勧告を受けたことについて、必要な措置を講じたので次のとおり報告します。

事業者名	
備前市生活環境と太陽発電設備設置事業との調和に関する条例第7条に規定する協議を行った者及び協議年月日	年 月 日
指導又は勧告事項	
措置内容	

年 月 日

様

備前市長

印

弁明の機会の付与通知書

あなたが行っている事業については、年 月 日付け第 号の太陽光発電設備設置事業改善勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第15条第1項の規定により、下記2記載の事項を公表する予定です。ついては、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

1 公表の原因となる事実

2 公表を予定する事項

氏名及び住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
事業の内容	
指導、助言又は勧告に至る経過	
勧告の内容	
公表の時期	年 月 日
公表の方法	

3 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第17号(第12条関係)

年 月 日

備前市長 殿

住 所
事業者名
電 話

公表に関する弁明書

備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

事業名	
事業区域の所在地	
公表の原因となる事実についての弁明	
その他当該事案への弁明	

※弁明書は、証拠書類等を添付して提出することができます。